

令和2年11月10日

第5回水俣市農業委員会

第5回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 水俣市役所仮庁舎2階「第二会議室」
- 2 開催日時 令和2年11月10日
開会 9時30分
閉会 11時21分
- 3 出席委員
農業委員 14名 1番 坂本 隆司 君 8番 中村 清治 君
2番 松田 時義 君 9番 廣島 康雄 君
3番 森口 信二 君 10番 松本 公昭 君
4番 山澤 親徳 君 11番 瀧上 正嗣 君
5番 田畑 和雄 君 12番 前田 仁 君
6番 金田一充章 君 13番 戸次 治夫 君
7番 稲田 祐市 君 14番 元村 善二 君
推進委員 13名 15番 平松 明子 君 22番 坂口 新一 君
16番 蒔元 政廣 君 24番 池田 郁雄 君
17番 竹下 正治 君 25番 原田 隆義 君
18番 竹本 孝幸 君 26番 森下 義孝 君
19番 山内 秋光 君 27番 下鶴 信雄 君
20番 溝口 幸一 君 28番 古里 君広 君
21番 安田 昌一 君
- 4 欠席委員
農業委員 0名
推進委員 1名 23番 山口 初憲 君
- 5 議事日程
第1 議事録署名委員の選出
第2 報告事項(1) 農地転用許可後の工事の完了について
(2) 合意解約通知について
議第18号 現況農地認定について
議第19号 農地法第5条の許可申請について
議第20号 農用地利用集積計画の申出について
- 6 農業委員会事務局
局長 本田 聖治
局次長 大川 尊
参事 本村 広揮
参事 松原 真樹

| | |
|-------------------------|--|
| <p>議 長 (坂本隆司君)</p> | <p>おはようございます。 只今より第5回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日出席の農業委員は14名です。 よって、農業委員会等に関する法律第27条3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、8番、中村委員、11番、淵上委員にお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員の出席は13名で、欠席は、23番の山口委員です。 それでは、報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は、4番、山澤委員にお願いします。</p> |
| <p>4番委員 (山澤親徳君)</p> | <p>農業委員会憲章 一つ、農業委員会は、認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。以上です。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局次長 (大川尊)</p> | <p>はい、議長。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>はい、事務局次長。</p> |
| <p>事務局次長</p> | <p>報告事項について、御説明、申し上げます。 報告事項(1)農地転用許可後の工事の完了について、でございます。 議案書は、1ページになります。 全部で4件でございます。 それぞれ、表の左から2列目の会議日に御審議いただき、その後、隣の列の日付で、許可を受けた件につきまして、右側から2列目の日付で、工事完了報告書の提出がありました。そこで、右端の事務局確認日におきまして、現地を調査しましたところ、許可内容のとおり工事が完了していましたので、御報告申し上げます。 次に、報告事項(2)合意解約通知について、でございます。 議案書は、2ページから4ページになります。 全部で9件でございます。 まず2ページをご覧ください。 貸人、借人、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| | <p>解約の理由といたしましては、1番から3番につきましては、借人個人で借りていた農地について、新たな借手に借り換えるために合意解約したものです。</p> <p>4番につきましては、借人が樹園地を縮小するため合意解約したのですが、既に新たな借人がおられます。</p> <p>1番から4番につきましては、後程、議題20号において御審議いただくこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>位置につきましては、5ページに示しております。</p> <p>次に3ページから4ページをご覧ください。</p> <p>貸人、借人、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。</p> <p>解約の理由といたしましては、いずれも借人の経営規模縮小でございます。</p> <p>なお、7番と8番、9番につきましては、農地利用集積円滑化団体であるあしきた農業協同組合が、転貸人となり転借していた農地となりますが、今後は、熊本県農業公社が新たに転貸人となる予定となっております、これも後程、議題20号において御審議いただくこととなっております。</p> <p>位置につきましては、5番が6ページ、6番が7ページ、7、8、9番につきましては、8ページに示しております。</p> <p>以上で、報告事項を終わります。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。</p> <p>議第18号、現況農地認定について、を議題といたします。</p> <p>関係委員の説明をお願いします。</p> |
| <p>14番委員 (元村善二君)</p> | <p>はい、議長。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>はい、14番，元村委員。</p> |
| <p>14番委員</p> | <p>おはようございます。</p> <p>それでは議第18号、現況農地認定について、を説明申し上げます。</p> <p>10ページをお開きください。</p> <p>番号1。</p> <p>申請人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。</p> <p>ここはですね、住宅が建っており、タケノコ林からもう数年が経ちまして、この頃は空き地となっております、令和元年の頃から耕作を行い農地として利用しています。11月5日に現地確認をいたしましたところ、現在、みかんの木を植栽されておりました。11月5日に、溝口委員、私、事務局2名で現地確認を行いました。場所はですね、11ページをご覧ください。</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>次について、番号2。</p> <p>申請人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。</p> <p>昭和55年頃から耕作を行い農地として利用しているとのこと。11月5日に現地調査を行いましたところ、甘夏、デコボンの大きな木でございました。11月5日に、溝口委員、私、事務局2名で現地調査を行いました。</p> <p>場所はですね、13ページをご覧ください。</p> <p>9月にもですね、別の方がこの右手の方を申請されておられました。それでですね、ここはもう甘夏もデコもですね、綺麗に管理されておりました。</p> <p>なんら問題ないと思われまますので、農地法第2条第1項に該当しますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>3番、4番、5番は私が説明します。</p> <p>3番。</p> <p>申請人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。</p> <p>申請地は、15ページをご覧ください。</p> <p>ここは杉の木が植わっていたんですけど、平成20年位に不知火を植栽してあります。</p> <p>続きまして4番。</p> <p>申請人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。</p> <p>この土地も平成20年頃から不知火を植栽してあります。</p> <p>これも15ページをご覧ください。</p> <p>次5番を説明いたします。</p> <p>申請人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。</p> <p>ここは、平成29年位からの樹園地となっております。</p> <p>これも15ページをご覧ください。</p> <p>現状につきましては、16ページから19ページでレモンと不知火を植栽されております。</p> <p>したがって、農地法第2条第1項に該当すると思われまますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p> |
| 議 長 | <p>地域の推進委員から説明があればお願いします。</p> |
| | <p>(なしと言うものあり)</p> |
| 議 長 | <p>関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。</p> |
| | <p>(なしと言うものあり)</p> |
| 議 長 | <p>御質疑、御意見もないようですので、議第18号、現況農地認定については、認定してもよろしいでしょうか。</p> |

| | |
|------------------|---|
| | (異議なしと言うものあり) |
| 議 長 | <p>御異議もないようですので、議第18号、現況農地認定については、農地法第2条第1項の農地に該当するため、認定することに決定します。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第19号、農地法第5条の許可申請について、を議題といたします。</p> <p>関係委員の説明をお願いします。</p> |
| 13番委員 (戸次治夫君) | はい。 |
| 議 長 | はい、13番、戸次委員。 |
| 13番委員 | <p>おはようございます。</p> <p>それでは、議第19号、農地法第5条の許可申請について、21ページをご覧ください。</p> <p>1番。</p> <p>申請人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。</p> <p>転用目的及び転用理由ですが、貯木場及び車両置場の建設。現在、林業を営み、近隣で貯木場及び車両置場を選定していたところ、設置可能な広さの土地を譲り受けることができそうなので、申請地に貯木場及び車両置場を設置するもので所有権移転です。</p> <p>場所は、22ページをご覧ください。</p> <p>ここは、以前、農業委員の方で耕作放棄地を解消と言うことで、コメを作られたというようなことで、配置図は次の23ページに書いてあります。貯木場なり車両置場となっているということで書いてあります。</p> <p>11月5日にですね、一応現地確認ということで、譲受人と坂口委員、事務局2名、そして私とで現地確認をしました。他の農地に対しての影響はと考えると、県道の向かいに、以前、田であったのがあるような状況で、特に影響というのはありません。先程、地目が台帳現況田と言いましたが、現在は耕作放棄地です。所有者も高齢のため全然草刈り等もできないような状況でした。ですので、何ら問題ないと思いますので、御審議お願いいたします。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | 担当地区の推進委員から補足説明があればお願いします。 |

| | |
|------------------|--|
| | (なしと言うものあり) |
| 議 長 | 関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。 |
| 10番委員 (松本公昭君) | はい。 |
| 議 長 | はい、10番，松本委員。 |
| 10番委員 | この下の方に田んぼがあつて、ここ用水路が通つたと思うんですが、それはどんな風なものでしょうか。 |
| 13番委員 | はい。 |
| 議 長 | はい、13番，戸次委員。 |
| 13番委員 | はい。入口だけですね、広げなければ機械が入らないということで、下の方はそのまま一応置ける範囲内ということですので、少ししか埋め戻しはやらないみたいで、そこは確認は取ってます。上に用水路があるので、ここは絶対につぶさないで下さいと言つたようなことは御本人にも伝えてあります。 |
| 10番委員 | わかりました。 |
| 議 長 | 他にございませんか。 |
| | (なしと言うものあり) |
| 議 長 | 御質疑、御意見もないようですので、議第19号，農地法第5条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可相当と判断し、本会の意見として、決定してよろしいですか。 |
| | (異議なしと言うものあり) |
| 議 長 | 御異議もないようですので、議第19号，農地法第5条の許可申請については、本会の意見として、許可相当と決定いたします。 次に移ります。 議第20号，農用地利用集積計画の申出について、を議題といたします。 |

| | |
|-------|---|
| | <p>まず、新規設定の1番から36番までの議案を審議した後、37番と再設定の1番の議案を審議します。</p> <p>それでは、1番から36番までについて説明をお願いします。</p> |
| 4番委員 | はい、議長。 |
| 議長 | はい、4番，山澤委員お願いします。 |
| 4番委員 | <p>おはようございます。</p> <p>議第20号，農用地利用集積計画の申出について、利用権新規番号1番、2番について、ご説明させていただきます。</p> <p>議案書25ページをご覧ください。</p> <p>貸人、借人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。</p> <p>始期終期につきましては、番号1、2とも同じです。令和3年1月1日から令和12年12月31日まで。期間は10年です。利用目的は、水稻です。利用権の種類は、賃借権となっております。</p> <p>現地は議案書の35ページをご覧ください。</p> <p>平成6年から8年にかけて基盤整備が完了しまして水田と畑となっております。簡単ではございますが、以上ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>これで説明を終わります。</p> |
| 10番委員 | はい、議長。 |
| 議長 | はい、10番，松本委員お願いします。 |
| 10番委員 | <p>おはようございます。</p> <p>議第20号，農用地利用集積計画の申出について、番号3番を説明させていただきます。</p> <p>貸人、借人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。</p> <p>始期終期は、令和3年1月1日から令和12年12月31日までの10年間です。利用、目的は茶となっておりますが、野菜です。訂正をお願いいたします。借地は無償で、利用権の種類は使用賃借権です。</p> <p>場所はですね、36ページです。</p> <p>以上ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要</p> |

| | |
|--------------------------|---|
| | <p>件を満たしていると思われまますので、御審議のほど、よろしく お願いいたします。以上で説明を終わります。</p> |
| <p>2 番委員 (松田時義君)</p> | <p>はい、議長。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>はい、2 番，松田委員にお願いします。</p> |
| <p>2 番委員</p> | <p>議第 2 0 号，農用地利用集積計画の申出について、4 番から 9 番まで御説明いたします。</p> <p>まず 4 番。</p> <p>貸人、借人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。</p> <p>始期終期は、令和 2 年 1 2 月 1 日から令和 1 2 年 1 1 月 3 0 日まで 1 0 年。利用目的は、果樹。デコポンと甘夏です。利用 権の種類は賃借権。</p> <p>借人は、非常に熱心な方で、年も若くもうバリバリやってる。 8 月の 2 0 何日かの中山間地でお会いしましたところ、まあ昨 年も会いましたけども、特にミカン作りに意欲を持っていらっ しゃいます。従事者は 2 人です。</p> <p>次 5 番。</p> <p>貸人、借人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。</p> <p>それから 6 番。</p> <p>貸人、借人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。</p> <p>始期終期は、令和 2 年 1 2 月 1 日から令和 5 年 1 1 月 3 0 日 まで。期間は 3 年。利用目的は、水稻、玉葱です。利用権の種 類は賃借権。</p> <p>5 番と 6 番の借人は、前の農業委員の方です。御高齢ですの で 1 1 月 4 日、家に伺いまして、農業に対する意欲を聞きに伺 いました。そしたら、とにかく体が動く間は頑張りますとのこ とでしたので、頑張ってくださいと言ってきました。時々、奥 さんが草刈り機を担いだりとか耕運機を押ししたりして通って らっしゃるのを見かけると思います。非常に元気のいい方で す。そして、経営面積は自作地 0 となっておりますけど、自作 地 0 はおかしかばいと言ったところ、自作地はほとんどが急傾 斜地、それから農道がありません。耕運機も何も入らないとこ ろだから自作地は無いということでした。けれども農業に対す る思いは非常に強い方です。</p> <p>次は 7 番。</p> <p>貸人、借人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。</p> <p>始期終期は、令和 2 年 1 2 月 1 日から令和 7 年 1 1 月 3 0 日</p> |

| | |
|-------------------------|---|
| | <p>まで。期間は5年。果樹。みかん、甘夏が中心です。使用貸借権。</p> <p>借人と貸人は親子関係です。借人は、とにかく果樹園を立派にしたいという非常に燃えてらっしゃいました。どうして相続ではなくて利用権の設定ですかと聞きましたところ、親子で農業に関する考え方が違うから自分は独立してやって行きたいということでした。一人で頑張られるということでした。</p> <p>8番。</p> <p>貸人、借人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。</p> <p>始期終期は、令和2年12月1日から令和3年5月31日まで。期間は6か月。</p> <p>9番。</p> <p>貸人、借人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。</p> <p>始期終期は、令和2年12月1日から令和5年11月30日まで。3年です。期間は。利用目的は玉葱。利用権の種類は賃借権。</p> <p>借人は、非常に若手で頑張られる方です。非常にバリバリ頑張っておられます。</p> <p>7番から9番までは、11月2日、竹下推進員と一緒に現地を見たり、それから家を伺ってですね、意思確認に行きました。それから現地を説明しておりませんでした。</p> <p>4番が37ページ、それから38ページ、それから39ページ、それから40ページ。</p> <p>以上ですね、4番から9番まで説明しましたが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われるので、御審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。</p> |
| <p>9番委員 (廣島康雄君)</p> | <p>はい。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>9番、廣島委員にお願いします。</p> |
| <p>9番委員</p> | <p>おはようございます。</p> <p>議第20号、農用地利用集積計画の申し出について、番号の10番と11番を説明させていただきます。</p> <p>貸人、借人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。</p> <p>始期・終期は、令和2年12月1日より令和22年11月30日までの20年間でございます。利用目的は玉葱。利用権の種類は使用貸借権でございます。</p> <p>申請地はですね、上から41ページと42ページを見て頂ければわかると思います。</p> |

| | |
|-----------------|---|
| | <p>続きまして11番。</p> <p>貸人、借人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。</p> <p>始期終期はですね、令和2年12月1日から令和12年11月30日までの10年間でございます。利用目的はですね、野菜でございます。利用権の種類はですね、使用貸借権でございます。</p> <p>ここはですね、貸人は、今現在県外に住んでおられますけれども、借人をお願いしたということで連絡があった分でございます。</p> <p>場所はですね、43ページです。</p> <p>以上ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は二つとも満たしていると思われますので、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。以上です。</p> |
| 3番委員 (森口信二君) | はい。 |
| 議 長 | はい、3番，森口委員にお願いします。 |
| 3番委員 | <p>おはようございます。</p> <p>第20号農用地利用集積計画の申し出について、12番について、説明いたします。</p> <p>貸人、借人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。</p> <p>始期終期は、令和2年12月1日から令和7年11月30日まで。期間は5年間でございます。利用目的は茶です。利用権の種類は、賃借権。</p> <p>申請地は、44ページをご覧ください。</p> <p>借人は、お茶を手広く栽培されております。</p> <p>よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。終わります。</p> |
| 7番委員 (稲田祐市君) | はい。 |
| 議 長 | はい、7番，稲田委員にお願いします。 |
| 7番委員 | <p>おはようございます。</p> <p>それでは、議第20号農用地利用集積計画の申し出の13番について、御説明させていただきます。</p> <p>ページは27ページですね。</p> |

| | |
|-------------------|---|
| | <p>貸人、借人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。</p> <p>始期・終期は、令和2年12月1日から令和12年11月30日です。期間10年間です。利用目的は玉葱。利用権の種類は使用貸借権です。</p> <p>借人は、水稻栽培の方をやっておられまして、お父さんとお母さんと一人息子さんの方が中心となっておられますけども、一人で一所懸命頑張っておられます。作物としては、水稻と玉葱、かぼちゃ、ブロッコリー等を栽培されておられます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまますので、御審議のほどよろしくお願ひします。以上です。</p> |
| 11番委員 (淵上正嗣君) | はい。 |
| 議 長 | はい、11番，淵上委員にお願いします。 |
| 11番委員 | <p>14番から18番まで御説明いたします。</p> <p>貸人、借人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。</p> <p>15番。</p> <p>貸人、借人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。</p> <p>場所は46ページですね。</p> <p>続きまして16番。</p> <p>貸人、借人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。</p> <p>これは、47ページ。貸人は、学校の先生で熊本に居るようですが、娘さんは一人こっちに居て、まあ娘さんではどうしても出来ないということかな。</p> <p>次17番。</p> <p>貸人、借人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。</p> <p>48ページですね。</p> <p>次18番。</p> <p>貸人、借人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。</p> <p>49ページ。</p> <p>始期・終期は、いずれとも令和2年12月1日より令和7年11月30日まで5年。利用目的、玉葱。利用権の種類は使用貸借権。</p> <p>借人は、もう80歳過ぎてますけど、まだまだ元気が良かようです。借る時は10年借ると思っておったですけど、5年としてありましたので安心しました。</p> <p>以上、農業経営基盤促進法第18条第3項の異議なしと思ひますので御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> |
| 5番委員 (田畑和雄君) | はい。 |

| | |
|-------|--|
| 議 長 | はい、5番, 田畑委員にお願いします。 |
| 5番委員 | <p>議第20号農用地利用集積計画の申し出について、利用権、新規、29ページと30ページを説明いたします。</p> <p>19番。 貸人、借人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。 始期・終期、令和2年12月1日より令和12年11月30日。期間10年。利用目的、果樹。借賃。利用権の種類、賃借権。 申請地はですね、50ページですね。後で見てください。 それと20番。 貸人、借人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。 始期・終期、令和2年12月1日より令和12年11月30日。期間10年。利用目的、みかん。利用権の種類、使用貸借権。 21番がですね、貸人、借人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。 始期・終期は、令和2年12月1日から令和7年11月30日。期間5年。利用目的はみかん。使用貸借権。 もう1筆、22番。 貸人、借人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。 始期・終期、令和2年12月1日から令和7年11月30日。期間5年。利用目的、みかん。利用権の種類、使用貸借権。 地図はですね、申請地は51ページです。 次23番。 貸人、借人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。 始期・終期は、令和2年12月1日から令和4年11月30日。期間2年。利用目的、果樹。利用権の種類、使用貸借権。 これはですね、50ページにあります。 次24番。 貸人、借人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。 始期・終期、令和2年12月1日から令和8年2月28日。期間5年と3か月。利用目的、果樹。利用権の種類は賃借権。 これも50ページですね。 以上、各要件は満たしていると思われますので、御審議のほどよろしく願います。説明終わります。</p> |
| 14番委員 | はい。 |
| 議 長 | はい、14番, 元村委員にお願いします。 |
| 14番委員 | <p>はい、それでは、25番から28番まで御説明申し上げます。 利用権設定の新規25番。 貸人、借人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。 始期・終期は、令和2年12月1日より令和12年11月3</p> |

| | |
|------------|---|
| | <p>0日まで。期間は10年。利用目的は、果樹。使用貸借権です。 場所52ページですが、26番と一緒にするので26番を説明してから申し上げます。</p> <p>26番。 貸人、借人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。 始期・終期が、令和2年12月1日より令和12年11月30日まで。期間10年。利用目的は、果樹です。使用貸借権です。</p> <p>場所は52ページになります。 次に行きます。</p> <p>27番。 貸人、借人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。 始期・終期が、令和2年12月1日から令和5年11月30日まで。期間3年。利用目的は、甘夏。賃借権です。 場所は50ページです。先程、田畑委員の説明のあった所の横になります。</p> <p>それと、28番。 貸人、借人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。 始期・終期は、令和2年12月1日から令和3年11月30日まで。期間1年。 ここはですね、毎年1年ずつで切り替えておられます。1筆はずっと前から作っておられます。利用目的はですね、玉葱。利用権の種類は、賃借権。 場所はですね53ページをご覧ください。 借人は、専業農家でやっておられますのでもう一所懸命やっておられます。 よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまますので、御審議のほどよろしく願いいたします。以上です。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>29番から36番までは、私が説明します。 29番から33番までは、借人が一緒ですので一括して説明をさせていただきます。</p> <p>まず29番。 3筆でございます。</p> <p>次。これが山林になっておりますけど、議第18号で農地認定を受けましたので農地となってきます。現況は畑でございます。</p> <p>続きまして、地目、台帳現況とも畑でございます。これも山林になっておりますけれども、18号で農地認定を受けましたので農地となります。現況畑でございます。計9筆で28, 622㎡でございます。</p> <p>続きまして30番。</p> |

貸人、借人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。

これも議第18号で農地認定を受けましたので農地となります。現況は畑でございます。山林となっておりますけど農地となっております。現況畑でございます。合計8筆で17,544㎡。

続きまして31番。

貸人、借人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。

これは、報告事項の合意解約で31番から33番までは合意解約をされて貸し借りに変わっておりますので。

32番。

貸人、借人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。これも、合意解約ですね。

33番。

貸人、借人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。

期間が全て29番から33番まで、始期終期が令和2年12月1日から令和12年11月30日。10年間でございます。利用目的が果樹。利用権の種類は賃借権でございます。

土地の所在は、54ページをご覧ください。

借人は、親子で一人従業員がおりまして3人で今従事されておるところでございます。息子さんの方はオリーブをよくやっておられます。非常にこう頑張っておられますので、よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして34番を説明いたします。

貸人、借人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。

始期終期が令和2年12月1日から令和7年11月30日。期間が5年間でございます。利用目的が玉葱。利用権が使用貸借権になっております。

借人が、新規就農で去年1年間ですね、私のところと田畑委員のところと1年間研修をされまして、今年の7月から新規就農で非常に頑張っておられます。今日もですね、玉葱の苗も私のところに植えたんですけど、植えておったら非常に苗が余ったもんですから、ずっと刈り入れをして、この合意解約がありましたところを、陣内の方を借りて、今マルチを掛けているところでございます。もう一つ合意解約のありました南福寺の方も借りるような手続きを今後していきたいと思っております。私の方で指導をしながら一所懸命やっていきたいと思っております。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして35番。

貸人、借人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。

| | |
|-----|---|
| | <p>始期終期、令和2年12月1日から令和12年11月30日まで。期間が10年。利用目的としましては、空豆と玉葱でございます。利用権の種類が使用貸借権でございます。</p> <p>申請地は43ページと48ページですね。</p> <p>1筆は、港の上に上がったところですが、非常に道もないんですけど空豆ですので、運ぶのも簡単に運べて非常に良い空豆を作っておられます。非常に良い作物を作っておられます。</p> <p>よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>続いて36番。</p> <p>貸人、借人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。</p> <p>始期終期が、令和2年12月1日から令和7年11月30日まで5年間でございます。利用の目的が玉葱。利用権の種類が使用貸借権でございます。</p> <p>申請地は56ページをご覧ください。</p> <p>借人も、非常に頑張っておられるところがございます。貸人も、高齢でですね作られなくなって、借人が引き受けてもらえまして遊休農地を解消していただいておりますので非常に助かっておるところでございます。</p> <p>よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | 担当地区の推進委員から補足説明があればお願いします。 |
| | (なしと言うものあり) |
| 議長 | 関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。 |
| 13番 | はい。 |
| 議長 | はい、13番戸次委員。 |
| 13番 | 30番お願いします。これ先程農地に認定したのは上の4つかなと思うんですけど。他3つは以前やりましたかね。 |
| 事務局 | よろしいですか。 |
| 議長 | どうぞ。 |

| | |
|-------|--|
| 事務局 | 山林となっておりますのが、農地認定とおっしゃられたんですけども、実際はですね、平成29年だったですかね、その時に農地認定を、過去にしている農地になります。台帳の方は山林のままだったということになります。 |
| 議長 | よろしいですか。 |
| 13番 | はい。 |
| 議長 | 他にないですか。 |
| | (なしと言うものあり) |
| 議長 | 御質疑、御意見もないようですので、議第20号、農用地利用集積計画の申出についての1番から36番までについては、承認してよろしいでしょうか。 |
| | (異議なしと言うものあり) |
| 議長 | 御異議もないようですので、議第20号、農用地利用集積計画の申出についての1番から36番までについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。 次に、37番を審議いたします。 なお、貸人は、私の同居親族であるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、私は議事に参与することはできませんので、退場いたします。 議事進行は、副会長の松田委員にお願いします。 |
| 副議長 | それでは、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議長が議事に参与することができませんので、私が議事の進行を務めさせていただきます。坂本委員は、退場をお願いいたします。 |
| | (坂本委員退場) |
| 副議長 | それでは、関係委員の説明をお願いします。 |
| 10番委員 | はい。 |
| 副議長 | はい、10番、松本委員にお願いします。 |
| 10番委員 | それでは、農用地利用集積計画の申し出について37番を説 |

| | |
|-----|--|
| | <p>明いたします。</p> <p>貸人、借人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。</p> <p>始期終期は、令和2年12月1日から令和5年11月30日までの3年間です。利用目的は野菜となっておりますが、ほぼ玉葱であります。利用権の種類が使用貸借権。</p> <p>貸付地はほとんど茶園です。従事者は1名。</p> <p>それから場所はですね、48ページですね。</p> <p>この間見に行ってきましたが、もうマルチもちゃんとされており玉葱を栽培されると思います。この農地は以前から貸していたということですが、所謂口頭契約ですが今回ちゃんとした方がよいということで、利用権設定を新規にされることになりました。借人は主に玉葱を栽培されており下限面積も問題はないと思われます。</p> <p>以上ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われますので、御審議のほどよろしく願ひいたします。</p> <p>以上です。</p> |
| 副議長 | <p>それでは、担当地区の推進委員から補足説明はございませんか。</p> |
| | <p>(なしと言うものあり)</p> |
| 副議長 | <p>無いようですので、関係委員より詳しく説明がありましたら、御質疑、御意見は、ございませんか。</p> |
| | <p>(なしと言うものあり)</p> |
| 副議長 | <p>御質疑、御意見もないようですので、議第20号、農用地利用集積計画の申出についての37番については、承認してよろしいですか。</p> |
| | <p>(異議なしと言うものあり)</p> |
| 副議長 | <p>御異議もないようですので、議第20号、農用地利用集積計画の申出についての、37番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。</p> <p>坂本委員の入場を認めます。</p> |
| | <p>(坂本委員入場)</p> |
| 副議長 | <p>議事の進行を議長にお返しします。</p> |
| 議長 | <p>審議を継続します。</p> <p>次に、再設定の1番を審議します。</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>なお、借人である金田一委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することはできませんので、金田一委員の退場をお願いします。</p> |
| | <p>(金田一委員退場)</p> |
| 議 長 | <p>関係委員の説明をお願いします。</p> |
| 委 員 | <p>はい、議長。</p> |
| 議 長 | <p>はい、14番，元村委員をお願いします。</p> |
| 14番委員 | <p>金田一委員に変わりました説明します。利用権の再設定について説明します。 番号1。 貸人、借人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。 始期終期が、令和2年12月1日から令和7年11月30日まで期間5年。利用目的は玉葱と野菜です。利用権の種類は使用貸借権です。 場所につきましては57ページをご覧ください。 借人は、真面目に、借りた土地はきれいに耕作されておりますので何ら問題ないと思います。 なので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われまますので、御審議のほどよろしく願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>担当地区の推進委員から補足説明があればお願いします。</p> |
| | <p>(なしと言うものあり)</p> |
| 議 長 | <p>関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。</p> |
| | <p>(なしと言うものあり)</p> |
| 議 長 | <p>御質疑、御意見もないようですので、議第20号，農用地利用集積計画の申出についての再設定1番については、承認してよろしいですか。</p> |
| | <p>(異議なしと言うものあり)</p> |
| 議 長 | <p>御異議もないようですので、議第20号，農用地利用集積計画の申出についての再設定1番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。</p> |

| | |
|-----|---|
| | 金田一委員の入場を認めます。 |
| | (金田一委員入場) |
| 議 長 | これをもちまして、全提出議案の審議が終わりましたので、第5回水俣市農業委員会会議を終了いたします。 |

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員